

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
1	3空港一体運営	5	1 (5)	「一体運営に資する」とは、具体的にどのようなものをご想定されているのでしょうか。「一体運営を行う」「一事業者による運営」等との違い、優先交渉権者選定審査評価評価時の優劣について、ご説明ください。	募集要項等をご確認ください。なお、一体運営に資する方策については、様々な運営形態が可能であると考えており、応募者から具体的な提案を求めることとしています。
2	3空港一体運営	5	1 (5)	かねてより、本事業の管理者である神戸市長はじめ、同市みなと総局長、兵庫県知事等、各種関係自治体組織のトップが、既存の関西国際空港及び大阪国際空港の運営権者である事業者を念頭に、「3つの空港を一つの事業者が運営することが望ましい」旨、報道や公の場で発言されています。本件を公募されている一方でのこれらのご発言のご主旨をご説明ください。	一体運営に資する方策については、様々な運営形態が可能であると考えており、応募者から具体的な提案を求めることとしています。
3	3空港一体運営	5	1 (5)	国が定めている「民間資金の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成27年12月18日閣議決定）の「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」においては、留意事項の（1）として、「『公平性原則』にのっとり競争性を担保しつつ、『透明性原則』に基づき手続きの透明性を確保した上で実施するよう留意すること。」と明記されています。先の首長発言等を踏まえて、本件が上記基本方針に則り、関西国際空港及び大阪国際空港の運営事業者以外の本件公募参加者が、どのように「公平性原則」に則った競争性のある環境下で提案が行えるのかについて、ご説明ください。	本事業は、第2.3.の参加資格要件のとおり、幅広い応募者から提案いただけるようにしています。また、第2.2.(3)の審査項目のとおり、運営権対価等の提案額、事業実施方針及び事業計画の適切性、技術的基礎、経理的基礎を総合的に評価することとしています。優先交渉権者の選定にあたっては、公平性・透明性を確保するため、外部有識者による選定委員会で提案を審査します。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
4	3空港一体運営に資する方策について①	5	1 (5)	「3空港の一体運営に資する方策」について、これは平成17年度の3空港懇親会にて国交省から提案された3空港の役割分担（神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港）の既存の枠組みの中で、神戸空港の可能性を最大限に活かす方策と解釈してよいでしょうか。あるいは「3空港の一体運営に資する方策」として市が具体的に持っているイメージがあればご教示頂きたい。（ex. ダイヤ調整、フライトの目的地の棲み分け等）	現状の運用条件を前提としています。一体運営に資する方策については、様々な運営形態が可能であると考えており、応募者から具体的な提案を求めていることとしています。
5	3空港一体運営に資する方策について②	5	1 (5)	神戸空港を新関空運営権者以外の企業が受注した場合、3空港一体運営を進めるにあたり、新関空運営権者との定期的な協議の場が必須と考えております。運営権者間の協議機会の設定につき、市としてどのような施策を取ることが可能か、ご教示頂きたく存じます。	一体運営に資する方策については、様々な運営形態が可能であると考えており、運営権者間の協議の機会の設定などについても、応募者から具体的な提案を求めていることとしています。
6	事業背景・目的について	5	1 (5)	本事業の目的に、神戸空港と関西国際空港及び大阪国際空港との一体運営に資する方策による・・・と記載がありますが、今後手続期間中において、提案に必要な該当3空港の情報を求め、その情報開示を受けることができると考えてよろしいでしょうか？	神戸空港の情報は、募集要項等をご確認ください。また、関西国際空港及び大阪国際空港の情報を保有していないため、開示の予定はありません。
7	事業期間・運営権の存続期間について	8	1 (8) A)	事業期間の設定根拠は、どの様な理由によるものなのでしょうか。関西国際空港・伊丹空港との三空港一体運営を前提とした事業期間の設定なのでしょうか。	民間事業者との意見交換の中で、事業期間に長短があれば、一体運営に資する方策との整合性がとれないなど様々な理由から、事業終了日を関空・伊丹のコンセッションに合わせた方がいいとの意見が多くありました。そのため、事業終了日を平成72年3月31日としています。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
8	合意延長について	8	1 (8) B)	損害又は増加費用の回収の必要がある場合、事業期間の延長があり得るとのことですが、事由によっては、事業期間の延長以外に、補償金の支払又は運営権対価の減額等による補償の方法も認められるという理解で宜しいでしょうか？	募集要項等をご確認ください。 なお、運営権対価の減額は考えていません。
9	合意延長について	8	1 (8) B)	「合意延長」により、事業期間が延長されている間、運営権対価及び収益連動負担金の支払いは発生するのでしょうか。	募集要項等をご確認ください。 収益連動負担金の負担はいただきます。
10	神戸空港ターミナル株式会社が所有する資産について	8	1 (9)	神戸市は、「神戸空港ターミナル株式会社が所有する駐車場、旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）等」について譲渡を受けるとなっていますが、当該譲渡には、神戸空港ターミナル株式会社が所有する動産も含まれる（＝神戸空港の運営にあたり、神戸空港ターミナル株式会社より直接運営権者が譲渡を受ける資産はない）」、という認識でよろしいでしょうか。	募集要項等をご確認ください。
11	事業方式について	8	1 (9)	「市が承諾した場合、SPCの設立以外の方法をとることが出来る」とありますが、具体的にどの様な手法を想定しているのか。例えば、既存の事業会社や空港運営会社がそのまま運営権者となることを想定しているのでしょうか。	原則としてSPCの設立を前提としますが、市の承認のもと、既存会社の活用等も認めることで、幅広い事業形態を認める趣旨です。
12	空港用施設の対象範囲について	8	1 (9)	神戸空港ターミナル株式会社が所有する資産等につき、市が事業開始日までに譲渡を受ける手法は、「事業譲渡方式」という理解でよろしいでしょうか？	第1.1.(9)に記載のとおり、「神戸空港ターミナル株式会社が所有する駐車場、旅客施設（事務所、店舗等を含む。）、貨物施設（事務所等を含む。）等について、市が事業開始日までに譲渡を受けること」としています。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
13	空港用施設の対象範囲について	8	1 (9)	「事業譲渡方式」の場合、神戸空港ターミナル株式会社が持つ契約および許認可（空港機能施設事業者等）の運営権者への承継手続について、詳細をご教授いただけますでしょうか？	募集要項等をご確認ください。
14	空港用施設の対象範囲について	8	1 (9)	神戸空港ターミナル株式会社が所有する資産等につき、市が事業開始日までに譲渡を受ける対象範囲の詳細をご教授いただけますでしょうか。	募集要項等をご確認ください。
15	駐車場の料金	9	1 (10)	現在、空港駐車場は、搭乗者割引料金として、「24時間まで無料」となっており、一般的な民間駐車場事業の水準からは、「極めて低価格」での事業運営がなされています。運営権者が、この駐車場料金を、民間の一般市場水準まで上げることは「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害する恐れがあるもの」に該当するのでしょうか。	利用料金の設定は、第1.1.(10)本文のとおりです。詳細は募集要項等をご確認ください。
16	旅客取扱施設利用料について	9	1 (10) ③	施設の使用に関して旅客取扱施設利用料に関する記載がありますが、現在、神戸空港では、旅客取扱施設利用料は設定されていないものと理解しております。仮に、他の日本の空港と同様に、神戸空港でも旅客取扱施設利用料を設定する場合、神戸市は、設定することに関しご協力頂けるといふ理解で宜しいのでしょうか？	神戸空港条例及び同条例施行規則に旅客取扱施設利用料の取り扱いについて規定しています。
17	境界画定と境界杭	9	1 (11)	本事業の対象となる資産の用地とその隣地については、全て境界画定がなされ、境界杭が打たれていると考えてよろしいでしょうか	空港用地と隣地との境界画定はしています。境界杭は、民間所有地との境界などで一部打っています。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
18	ポートライナーの橋脚等	9	1 (11)	ポートライナーの橋脚や駅も対象資産には含まれないと考えてよろしいでしょうか。その場合、本事業の敷地における当該施設の土地利用に関し、賃貸借契約やその他覚書等により、賃料の授受や管理責任の区分けについて十分な取決め文書が交わされていますでしょうか。	ポートライナーの橋脚や駅は、対象資産に含んでいません。
19	運営権者の業務範囲について	9	1 (11) A) ①	「なお、護岸、進入灯橋梁、構内道路等の運営・維持管理業務は業務範囲に含まれない。」という記載がありますが、当該業務が「運営権者の業務の範囲外」となった理由についてご教示いただけますと幸いです。	空港運営だけの施設ではなく、空港島全体の防災、船舶の航行安全、島内道路ネットワークの確保など他の公共機能を有する施設のため、引き続き、市において管理する必要がありますためです。
20	航空機給油サービス事業について	9	1 (11) A) ⑤	業務範囲A) 義務的事業⑤附帯業務に「給油会社等への土地貸付業務」が含まれておりますが、運営権者による航空機給油サービス事業を禁止する内容との理解でよろしいでしょうか？	募集要項等をご確認ください。
21	航空機給油サービス事業について	9	1 (11) A) ⑤	上記理解の場合、関西3空港の一体的かつ機動的な空港運営を実現する際の弊害となる場合がございますので、「給油会社等への土地貸付業務」を義務的事業の対象外とする、もしくは時限的な義務措置としていただきますようお願いいたします。	募集要項等をご確認ください。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
22	運営権対価の支払い方法	10	1 (13)	<p>運営権の対価については、本件は関空案件程の巨額にならないことが想定されることもあり、一括払いを基本として頂きたいと存じます。分割払い分が大部分を占め、当初一括払い額が少額になると、①案件規模が少額すぎて提案作成や応札に伴うコストが負担できず参加できない企業が増え競争原理が働きにくくなる、②運営権者SPCの財務安定性が低下して将来の事業環境の変化に対応しにくくなる、③必要出資額が小さいことから株主としての経営責任よりも請負業務による収益を重要視する、などの弊害が危惧されます。割引率（想定金利）等によって、過度に分割支払い分の方にインセンティブが働かないような仕組みにして頂きたいと存じます。</p>	<p>募集要項等をご確認ください。 一括払いを基本に考える場合、分割払いを基本とする場合など、最低基準価格を踏まえて広く応募できることを前提としています。 なお、案件規模については、義務的事業だけではなく、任意事業も含めたものとなるものと考えています。</p>
23	運営権対価について	10	1 (13) ①	<p>アップフロントの運営権対価があまりに少額だと、事業計画の下振れ等により資本金が毀損するリスクが高まる懸念されます。財務上安定的な運営をしていく為、加えて運営権者の本民営化事業へのコミットメントを求める意味においても、然るべき金額をアップフロントとして設定すべきと考えています。また毎年のコンセッションフィー支払い額が神戸空港収益（営業利益）に対して大きな比率を占めると収益的魅力も減退してしまうこと懸念致します。</p>	<p>募集要項等をご確認ください。 一括払いを基本に考える場合、分割払いを基本とする場合など、最低基準価格を踏まえて広く応募できることを前提としています。</p>
24	運営権の対価等について	10	1 (13) ②	<p>運営権の対価とは別に収益連動負担金に関する提案を求めるとありますが、この収益連動負担金の評価基準につき、明確に開示願います。</p>	<p>募集要項等をご確認ください。</p>
25	運営権の対価等について	11	1 (13) ③	<p>運営権者が空港運営事業開始日に譲受ける予定の譲渡対象資産・予定価格について、物品の概要、予定価格の早期開示を希望致します。</p>	<p>募集要項等をご確認ください。</p>

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
26	職員の派遣について	11	1 (14)	職員の派遣は原則1名、競争的対話を通じて数名の追加の可能性があるとのことですが、従来の国管理空港の民間委託の事例では、十数名の派遣があることに比べ数名の派遣となると、事業者への負担が大きいと考えますが、現時点で最大何名の派遣が可能と想定されますでしょうか。また、提案の際に、派遣職員の人数が少ない方が有利になる等、審査に影響する可能性はあるのでしょうか。	募集要項等をご確認ください。
27	職員の派遣	11	1 (14)	市が1名の派遣を想定されている土木担当職員の方の派遣期間は、事業全期間に渡るのではなく、運営権者が派遣を希望する他の職員同様、競争的対話で決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	空港運営事業に関連する職員（土木担当職員を想定している。）1名については、職員の定期的な交代を前提に、事業期間終了まで派遣することを予定しています。
28	事業期間終了時の措置について	11	1 (15)	事業期間終了時の市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎ期間が明示されていませんが、運営権者は運営権設定日から6か月間での引継ぎが想定されていることから、同等程度の期間で引継ぎを行うことを想定することよろしいでしょうか。	募集要項等をご確認ください。
29	事業期間終了時の措置について	11	1 (15)	実施契約が終了した時点で未回収となっている運営権者の投資（運営権者による更新投資等）の補償に関する規定がないように思われますが、かかる場合の補償の取り決めは必要かと思しますので、実施契約に規定頂きますようお願い致します。	第3.3.に記載しております。 詳細は、募集要項等をご確認ください。
30	守秘義務対象資料	12	2 (2) ①	参加資格通過者は、関空案件時同様、参加資格審査期限後、競争的対話等までに公表されますでしょうか。応募コンソーシアム組成時の柔軟性の観点からは、誰が参加資格を保有しているのか、認識できるようがよろしいかと思えます。	募集要項等をご確認ください。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
31	守秘義務対象資料	12	2 (2) ①	仮に、コンソーシアムでの参加を想定しており、⑫の(A)及び(B)の条件については他のコンソーシアム構成員が要件を満たすため、これらを満たしていないコンソーシアム構成員がいた場合、「守秘義務対象資料」は当該コンソーシアム構成員に直接開示されることはなされず、他の開示されるコンソーシアム構成員からの情報共有としてのみ可能となるのでしょうか。	募集要項等をご確認ください。
32	審査について	12	2 (2) ②	「審査にあたっては、応募者に対して現地調査、関係者へのヒアリング等の機会を提供した上で」という記載がございます。「現地調査」や「関係者へのヒアリング」は非常に大切なプロセスとなります。説明会において「現地調査」は募集要項説明会と同時期とうかがいましたが、現状想定されているこれらのスケジュールや内容等詳細について、ご教示いただけますと幸いです。	募集要項等をご確認ください。
33	審査項目について	13	2 (3)	3空港一体運営に資する方策とありますが、募集要項にて開示頂く内容かとは存じますが、この点の配点が高い場合、現行の他2空港の運営者が有利となる可能性がある為、審査の配点・仕方には公平性を保つ為の配慮をお願い致します。	募集要項等をご確認ください。なお、優先交渉権者の選定にあたっては、公平性・透明性を確保するため、外部有識者による選定委員会で提案を審査します。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
34	審査項目	13	2 (3)	「3空港の一体運営に資する方策」が特記され、審査評価上、重要な位置を占めるものと予想されますが、本事業の応募者による提案に対し、相手方となる関西国際空港及び大阪国際空港の運営業者は、本事業の選定プロセス中も優先交渉権者決定後も、他陣営には協力しない可能性が想定できます。公共施設の公募案件である本事業の運営権者選定プロセスでの公平性を担保するために、当該両空港運営権者との間の審査評価にどのような仕組みをご想定されてますでしょうか。例えば、「当該両空港運営事業者以外の応募者提案については、審査委員は、常に、その内容が先方に同意されるという前提で評価する。」などを「優先交渉権者選定基準」に明記する等のご対応をお願いします。一般的に、当事者のコミットメントの無い提案は、審査委員会から低評価となることを危惧しております。現時点で「3空港」の当事者でない応募者が、当事者である応募者と公平に提案内容の審査を受けられるよう、ご配慮をお願い致します。	優先交渉権者の選定にあたっては、公平性・透明性を確保するため、外部有識者による選定委員会で提案を審査します。
35	提出書類の取扱いについて	14	2 (5) ①	優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類についても情報開示が必要な範囲において市は開示できるのですが、当該開示は、応募者の事業に係る機密事項は開示の対象外として頂く必要があると思われま。	募集要項等をご確認ください。
36	参加希望者・応募者の参加資格要件	14	3 (1)	⑫の(A)(B)の何れかの要件に関して、その判定基準を明確に開示願います。特に(B)は、国内の空港運営の実績の有無を重視するものなのか、実績は無くともその能力があると認められる可能性があるのか、ご教示願います。	募集要項等をご確認ください。
37	参加希望者・応募者の参加資格要件	14	3 (1)	⑫の要件の確認方法・提出書類等の有無につき、開示願います。	募集要項等をご確認ください。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
38	参加資格要件	15	3 (1) ⑫	(A) (B)要件については、基準が若干曖昧であるため、参加資格申請書類の提出前後にも、適宜ご相談を受け付けて頂きたいと存じます。	募集要項等をご確認ください。
39	運営権者による更新投資等の実施について	18	3 3-②	市が公益上の理由を吟味した上で必要あると判断した場合に、市が自らの費用で空港用施設の拡張を出来るが、その運営・維持管理は運営権者が行うこととなっております。 この部分のリスクについては市側の負担によるものがありますが、該当部分の更なる更新投資の負担等、一切の負担を市側にて行って頂けるのでしょうか。また、事業年度ごとに支払うアニュアルフィーへの影響は無しという認識で宜しいのでしょうか。	募集要項等をご確認ください。 なお、事業収益によって、収益連動負担金は負担いただきます。
40	運営権者による更新投資等の実施について	18	3 3-③	任意事業の取扱について、事業期間終了時点で市が有益と認める場合は、無償で引き渡すということになっておりますが、運営権者側にとっては、投資回収等の観点から、事業期間終了時点での鑑定評価額等での買取を希望致します。	任意事業であるため、実施方針に定めるとおり、事業期間終了後、運営権者が自らの責任及び費用で撤去していただくことを原則としています。ただし、市が有益と認める場合は、撤去義務を免除し、無償で引き渡しを受けることとしています。
41	要求水準及びモニタリングについて	18	3 5-③	市によるモニタリングの検査項目・基準について、詳細を開示願います。項目の内容によっては、人員の配置等に影響がある可能性がある為です。	募集要項等をご確認ください。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
42	株式の新規発行及び処分について	19	6 ②	議決権株式の発行又は処分については市の承認が必要とありますが、どのような場合に市が承認するのかについて、書面で明らかにして頂きますようお願い致します。例えば、「市が承認を拒絶する場合は、株式の譲受人又は引受人が、運営権者の株式の所有者に求められる必要な特質（当該特質の内容についても協議させて頂きたく存じます）を備えていないと合理的な理由に基づき判断できる場合に限られる」といった形にして頂きますようお願い致します。	募集要項等をご確認ください。
43	特定法令等変更/特定条例変更について	20	7 (3)	「特定法令等変更」と「特定条例変更」において、対応が相違しますがその背景と主旨をご教示いただけますと幸いです（両方の事由とも運営権者がコントロールできるものでなく、運営権者に不利益を与え得る点で違いはないものと思われま）。	特定条例変更は、市の条例変更であるため、市が一定のリスク負担を行うこととしています。
44	リスク分担の基本的考え方	21	7 (5)	空港用地の沈下について、記載がございますが、現時点で沈下の可能性につき調査・検査した報告書などがあるのでしょうか。その様な調査内容があれば、事前に開示願います。	募集要項等をご確認ください。
45	空港運営事業の前提条件(RESAについて)	21	8	「RESAの拡張についての対策工事の実施が必要となる場合は市が工事を実施し」と規定されていますが、これは費用や工事責任は全て市が負担するという認識でよろしいでしょうか。また、工事実施時期の目安があれば、ご教示願います。 RESAの拡張は空港の運営に影響を与える可能性がありますし、特に工事に問題等があった場合、運営権者の費用が増加する可能性がありますので、市が実施される工事については、そのクオリティについて保証をいただく必要があると考えます。	工事を実施する必要がある場合、市の責任と費用で行いますが、その実施時期や工事内容は、対策の実施が必要となったときに判断します。

神戸空港特定運営事業等実施方針に対する質問・意見と回答の公表について

神戸空港特定運営事業等実施方針（平成28年9月13日公表）への質問・意見について、以下のとおり回答を行う。

No	タイトル	該当箇所		意見・質問の内容	意見への回答
		頁	項		
46	準拠法及び管轄裁判所の指定について	23	3	実施契約に関連して発生した紛争については、神戸地裁が専属的管轄を持つとのことですが、裁判ではなく、全ての紛争は日本商事仲裁協会の規則に基づく仲裁により解決する形にして頂きますようお願い致します。	実施方針のとおりです。
47	市事由解除/運営権者事由解除について	24	1 (1) (2) B)	運営権者事由解除の場合は違約金の記載がございますが、市事由解除の場合には違約金の記載がございませんがその理由についてご教示ください。また、想定されている違約金の金額について、ご教示いただけますと幸いです。	契約解除時の取り扱いは実施方針のとおりです。運営権者事由解除の場合の違約金の金額は、募集要項等を確認ください。
48	特定法令等変更解除/特定条例変更解除について	25	1 (4) (5)	「特定法令等変更」と「特定条例変更」において、対応が相違しますがその背景と主旨をご教示いただけますと幸いです（両方の事由とも運営権者がコントロールできるものでなく、運営権者に不利益を与え得る点で違いはないものと思われまます）。	特定条例変更は、市の条例変更であるため、市が一定のリスク負担を行うこととしています。
49	法令上及び税制上の措置/財政上及び金融上の支援/その他の措置及び支援に関する事項について	26	1～ 3	いずれの事象につきましても、現状具体的に想定されている事項がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	想定している事項はございません。